

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当所)  
に於ては、  
日、日、日、  
が、が、が、  
と、と、と、  
日、日、日、  
の、の、の、  
翌、翌、翌、

## 目 次

◇条 例 恩給の年額の平成三年改定に関する条例 (職員厚生課)

鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例 (健康対策課)

鳥取県生涯学習審議会条例 (生涯学習課)

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例 (商工指導課)

鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部会計課)

公布された条例のあらまし

◇恩給の年額の平成三年改定に関する条例

一 県吏員等に給する退職年金及び県吏員等の遺族に給する遺族

年金について、平成三年四月分以降、その年額を引き上げることとした。(第一条関係)

二 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金について、平成三年四月分以降、その年額を引き上げることとした。(第二条関係)

三 職権改定及び恩給の年額を改定する場合の端数計算について、所要の規定を設けることとした。(第三条、第四条関係)

四 多額所得による退職年金の停止について、所要の経過措置を講ずることとした。(第五条関係)

五 この条例は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、鳥取県立精神保健センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置 (第二条関係)

県民の精神保健の向上を図るため、鳥取県立精神保健センター (以下「精神保健センター」という。)を鳥取市に設置することとした。

三 業務 (第三条関係)

精神保健センターは、次に掲げる業務を行うこととした。

(一) 精神保健に関する知識の普及

(二) 精神保健に関する調査研究

- (三) 精神保健に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- (四) 精神障害者の社会復帰を促進するための診療
- (五) その他精神保健の向上に関し必要な業務

四 使用料等の徴収(第四条、別表関係)

精神保健センターにおける診療並びに診断書及び証明書の交付については、次のとおり使用料又は手数料を徴収することとした。

区 分	金 額
診 療	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方式に基づく診療報酬点数表(乙)により算定した額
診断書及び証明書の交付	一通につき 三百六十円

五 使用料等の減免(第五条関係)

知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができることとした。

六 規則への委任(第六条関係)

この条例に定めるもののほか、精神保健センターの管理に關し必要な事項は、規則で定めるところとした。

七 施行期日等

- 1 この条例は、平成三年十月一日から施行することとした。
- 2 職員の特種勤務手当に関する条例について、精神保健セン

ターの一定の職員に特種勤務手当を支給することに伴う所要の改正をすることとした。

◇鳥取県生涯学習審議会条例

一 設置(第一条関係)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づき、鳥取県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。

二 組織(第二条関係)

- 1 審議会は、委員二十五名以内で組織することとした。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命することとした。

三 任期(第三条関係)

- 1 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

- 2 委員は、再任されることができるとした。

四 専門委員(第四条関係)

- 1 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員を置くことができるとした。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に關し学識経験を有する者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命することとした。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されることがとした。

五 会長及び副会長（第五条関係）

- 1 審議会に会長及び副会長それぞれ一名を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
  - 2 会長は、会務を総理することとした。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理することとした。
- 六 会議（第六条関係）

- 1 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。
  - 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。
- 七 部会（第七条関係）

- 1 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができることとした。
  - 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとした。
  - 3 五及び六は、部会の運営について準用することとした。
- 八 運営に関する細則（第八条関係）
- この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

九 施行期日

この条例は、平成三年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

- 一 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正
- 1 遺族年金に係る寡婦加算の年額を次のとおり引き上げることとした。（第一条関係）

区 分	加 算 額	
	現 行	改 正 後
老齢寡婦（六〇歳以上） 及び有子（一人）寡婦	一三〇、九〇〇円	一三五、〇〇〇円
有子（二人以上）寡婦	二二九、二〇〇円	二三六、三〇〇円

- 2 公務関係遺族年金に係る遺族加算の年額を現行「十一万四百日」から「十一万四千七百円」に引き上げることとした。（第一条関係）
- 二 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正  
退職年金及び遺族年金の最低保障額を次のとおり引き上げることとした。（第二条関係）

遺族年金	六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	六十五歳以上の者に給する退職年金	区分	実在職年数	金額	
						現行	改正後
六年未満	退職年金についての最短恩給年限以上	退職年金についての最短恩給年限以上	六年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上	七二五、五〇〇円	七四二、一〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	四七七、〇〇〇円	四九四、八〇〇円
六年以上九年未満	六年未満	六年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金についての最短恩給年限未満	五七二、四〇〇円	五九三、七〇〇円
六年以上九年未満	九年以上	九年以上	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金についての最短恩給年限以上	七二五、五〇〇円	七四二、一〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	四七七、〇〇〇円	四九四、八〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	四〇〇、三〇〇円	四一五、一〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	三三三、六〇〇円	三四六、〇〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	五〇〇、三〇〇円	五一八、九〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	六六七、一〇〇円	六九一、九〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	四七七、〇〇〇円	四九四、八〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	五七二、四〇〇円	五九三、七〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	七二五、五〇〇円	七四二、一〇〇円
六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六年以上九年未満	六十五歳以上の者に給する退職年金	六年以上九年未満	九五四、〇〇〇円	九八九、五〇〇円

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

1 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を三％（現行二％）に引き上げ、平成五年度から実施することとした。（附則第十三条関係）

2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成四年度から税率を一・六％（現行二％）に引き下げ、その適用期間を平成九年度まで延長することとした。（附則第十四条関係）

3 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例を廃止することとした。（附則第十五条関係）

4 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、一・三％の税率が適用される特別控除後の譲渡益を六千万円までの部分（現行四千万円までの部分）に引き上げ、平成五年度から実施することとした。（附則第十六条関係）

二 不動産取得税に関する事項

租税特別措置法の条文の移動に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第六十八条の二十六関係）

三 特別地方消費税に関する事項

1 免税点を次のように引き上げることとした。（第九十四条

の三、第九十四条の四関係）

- (一) 飲食等 七千五百円（現行五千元）
- (二) 宿泊等 一万五千元（現行一万元）

2 あらかじめ提供品ごとに料金の支払を受け、その提供品目の種類ごとに売上金額を明確に区分して経理する食堂等における飲食に係る免税点の特例措置を廃止することとした。（第九十四条の三関係）

四 施行期日等

1 この条例は、平成三年七月一日から施行することとした。ただし、二の改正は平成四年一月一日から、一の2及び3の改正は平成四年四月一日から、一の1及び4の改正は平成五年四月一日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

一 工業試験場に新たに設置する分析装置による分析に係る手数料の額を次のとおり定めるとともに、同試験場において行う分析に係る手数料の区分について所要の規定の整備を行うこととした。

区	分		単 位	金 額
	エックス線回折装置による分析	定性分析		
			一件につき	五、二六〇円

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

恩給の年額の平成三年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、平成三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、平成三年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 六十二万四千七百二十円に一・〇五四を乗じて得た額

二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に一・〇五を乗じて得た額の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額に一・〇五四を乗じて得た額

額に一・〇五四を乗じて得た額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとと前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて前項に定める通算退職年金の年額とする。

3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、平成三年四月分以

蛍光エックス線分析装置による分析		定性分析	一件につき	四、〇五〇円
定量分析	一成分につき			四、〇五〇円
	き			(一成分増すごとに一、五四〇円加算)

二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例

一 自動車の保管場所標章の交付について、一件につき五百円の手数料を徴収することとした。(第二条、別表関係)

二 自動車の保管場所証明に係る手数料を現行一件につき「千三百円」から「二千円」に引き上げることとした。(第二条、別表関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、平成三年七月一日から施行することとした。

条 例

恩給の年額の平成三年改定に関する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第四条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第五条 平成三年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
九七〇、七〇〇 円	一、〇〇六、八〇〇 円
一、〇一三、七〇〇	一、〇五一、四〇〇
一、〇五八、〇〇〇	一、〇九七、四〇〇

一、一〇一、八〇〇	一、一四二、八〇〇
一、一四六、五〇〇	一、一八九、一〇〇
一、一七四、三〇〇	一、二一八、〇〇〇
一、二〇二、三〇〇	一、二四七、〇〇〇
一、二三三、八〇〇	一、二七九、七〇〇
一、二七八、七〇〇	一、三二六、三〇〇
一、三三二、六〇〇	一、三六六、六〇〇
一、三五三、六〇〇	一、四〇四、〇〇〇
一、三九七、五〇〇	一、四四九、五〇〇
一、四四一、五〇〇	一、四九五、一〇〇
一、四八九、六〇〇	一、五四五、〇〇〇
一、五三八、一〇〇	一、五九五、三〇〇
一、五九八、六〇〇	一、六五八、一〇〇
一、六三六、八〇〇	一、六九七、七〇〇
一、六八六、〇〇〇	一、七四八、七〇〇
一、七三三、九〇〇	一、七九八、四〇〇
一、八二九、一〇〇	一、八九七、一〇〇
一、八五四、六〇〇	一、九二三、六〇〇
一、九二七、九〇〇	一、九九九、六〇〇
二、〇二五、二〇〇	二、一〇〇、五〇〇
二、一三二、九〇〇	二、二一二、二〇〇
二、一八七、九〇〇	二、二六九、三〇〇
二、二四〇、四〇〇	二、三二三、七〇〇
二、三三二、〇〇〇	二、四〇一、一〇〇
二、三九九、一〇〇	二、四四六、九〇〇

二、四八六、九〇〇  
 二、五四九、九〇〇  
 二、六一六、二〇〇  
 二、七四三、四〇〇  
 二、八七一、八〇〇  
 二、九〇五、三〇〇  
 三、〇一一、四〇〇  
 三、一六一、九〇〇  
 三、三一〇、八〇〇  
 三、四〇三、〇〇〇  
 三、四九二、八〇〇  
 三、六七五、〇〇〇  
 三、八五三、四〇〇  
 三、八八八、四〇〇  
 四、〇二七、〇〇〇  
 四、二〇二、〇〇〇  
 四、三七五、九〇〇  
 四、五四八、八〇〇  
 四、六五七、八〇〇  
 四、七七四、〇〇〇  
 四、九九七、九〇〇  
 五、二二四、三〇〇  
 五、三三八、四〇〇  
 五、四四六、六〇〇  
 五、六六一、四〇〇

二、五七九、四〇〇  
 二、六四四、八〇〇  
 二、七一一、五〇〇  
 二、八四五、五〇〇  
 二、九七八、六〇〇  
 三、〇一三、四〇〇  
 三、一二三、四〇〇  
 三、二七九、五〇〇  
 三、四三四、〇〇〇  
 三、五二九、六〇〇  
 三、六二二、七〇〇  
 三、八一七、七〇〇  
 三、九九六、七〇〇  
 四、〇三三、〇〇〇  
 四、一七六、八〇〇  
 四、三五八、三〇〇  
 四、五三八、七〇〇  
 四、七一八、〇〇〇  
 四、八三一、一〇〇  
 四、九五二、六〇〇  
 五、一八三、八〇〇  
 五、四一八、六〇〇  
 五、五三七、〇〇〇  
 五、六四九、二〇〇  
 五、八七二、〇〇〇

五、七五七、二〇〇  
 五、八六三、一〇〇  
 六、〇五〇、四〇〇  
 六、二三九、六〇〇  
 六、二七四、九〇〇  
 六、三〇八、三〇〇  
 六、三四一、八〇〇  
 六、四二〇、二〇〇  
 六、五七八、七〇〇  
 六、七三七、二〇〇  
 六、八一五、五〇〇  
 六、八九五、八〇〇  
 五、九七一、四〇〇  
 六、〇八一、二〇〇  
 六、二七五、五〇〇  
 六、四七一、七〇〇  
 六、五〇八、三〇〇  
 六、五四三、〇〇〇  
 六、五七七、七〇〇  
 六、六五九、〇〇〇  
 六、八二三、四〇〇  
 六、九八七、八〇〇  
 七、〇六九、〇〇〇  
 七、一五二、三〇〇

恩給の年額の計算の基礎となっている給料年額が九七〇、七〇〇円未満の場合又は六、八九五、八〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三七二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日



鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項及び精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第七條第一項の規定に基づき、鳥取県立精神保健センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の精神保健の向上を図るため、鳥取県立精神保健センター（以下「精神保健センター」という。）を鳥取市に設置する。

(業務)

第三条 精神保健センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 精神保健に関する知識の普及
- 二 精神保健に関する調査研究
- 三 精神保健に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- 四 精神障害者の社会復帰を促進するための診療
- 五 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上に関し必要な業務

第四条 精神保健センターにおける診療並びに診断書及び証明書の交付については、別表に定める額の使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、

使用料又は手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、精神保健センターの管理に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三年十月一日から施行する。  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

(精神保健業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条 精神保健業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 精神保健センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が精神保健に関する業務に従事したとき。
- 二 職員（前号に掲げる者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

イ 精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）第二十七条第一項の規定に基づく調査

ロ 法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第三十八条の六第一項の規定に基づく診察（法第三十八条の六第一項の規定に基づく診察にあつては、法第二十九条第一項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。）

ハ 法第二十七条第三項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立  
会い

ニ 法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定に基づ  
き入院させる精神障害者の護送

ホ 法第四十三条の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保  
健に関する指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号  
に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 月額 七千六百円

二 前項第二号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき 三百三  
十円

別表(第四条関係)

区 分	金 額
一 診療	昭和三十三年厚生省告示第七十七号(健康保険法の規 定による療養に要する費用の額の算定方式)に基づく診 療報酬点数表(乙)により算定した額
二 診断書及び 証明書の交付	一通につき 三百六十円

鳥取県生涯学習審議会条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平  
成二年法律第七十一号)第十一条の規定に基づき、鳥取県生涯学習審  
議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が教育委員会の意見を  
聴いて任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委  
員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、  
知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任され

るものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(運営に関する細則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成三年七月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例  
正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「二十二万九千二百円」を「二十三万六千三百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万九百円」を「十三万五千元」に改める。

附則第六項中「十一万四百円」を「十一万四千七百円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二年四月分」を「平成三年四月分」に改め、同

項の表中「九五四、〇〇〇円」を「九八九、五〇〇円」に、「七一五、五〇〇円」を「七四二、一〇〇円」に、「五七二、四〇〇円」を「五九三、七〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「四九四、八〇〇円」に、「六六七、一〇〇円」を「六九一、九〇〇円」に、「五〇〇、三〇〇円」を「五一八、九〇〇円」に、「四〇〇、三〇〇円」を「四一五、一〇〇円」に、「三三三、六〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二十六第二項第四号中「第七十条の四第二項」を「第七十条の四第三項」に改める。

第九十四条の三第一項中「五千円」を「七千五百円」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第九十四条の四第一項中「一万円」を「一万五千円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

附則第十三条第一項中「以下次条まで」を「附則第十六条」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の三の税率を適用して」に改め、同項各号を削る。

附則第十四条第一項中「平成四年度」を「平成九年度」に改め、「次条又は」を削り、「課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する額」を「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」に改め、同条第二項中「平成四年度」を「平成九年度」に、「第四項」を「次項」に改め、「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十六条第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「に係る附則第十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」を「については、附則第十三条第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲

渡所得金額の百分の一・三に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 七十八万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十八条の二十六の改正規定 平成四年一月一日

二 附則第十三条の改正規定(「以下次条まで」を「附則第十六条」に改める部分に限る。)、附則第十四条及び第十五条の改正規定並びに附則第十六条の改正規定(「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の第三第一項」に改める部分に限る。)並びに次条第二項から第六項までの規定 平成四年四月一日

三 附則第十三条の改正規定(「以下次条まで」を「附則第十六条」に改める部分を除く。)及び附則第十六条の改正規定(「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の第三第一項」に改める部分を除く。)並びに次条第一項及び第七項の規定 平成五年四月一日

(個人県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)

附則第十三条の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)に

よる改正後の租税特別措置法(第七項において「改正後の租税特別措置法」という。)、第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)、第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つたこの条例による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)、附則第十四条第一項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。この場合において、平成三年十二月三十一日までに行うこれらの譲渡に係る新条例附則第十四条の規定の適用については、同条第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とあるのは「課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割に」とする。

3 平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行つた新条例附則

第十四条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、改正前の租税特別措置法第三十四条の第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき旧条例附則第十四条第一項の規定（改正前の租税特別措置法第三十四条の第二項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得については、旧条例附則第十五条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、所得割の納税義務者が平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧条例附則第十五条第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、「附則第十三条」とあるのは「鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成三年五月鳥取県条例第十七号）による改正前の鳥取県税条例附則第十三条」とし、所得割の納税義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得

については、同項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、「県民税の所得割については、附則第十三条の規定を適用」とあるのは「鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成三年五月鳥取県条例第十七号）による改正後の鳥取県税条例附則第十三条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の二・二」とする。

6 前二項の規定の適用がある場合における新条例附則第十四条の規定の適用については、同条第一項中「附則第十六条」とあるのは、「鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成三年五月鳥取県条例第十七号）附則第二条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の鳥取県税条例附則第十五条又は附則第十六条」とする。

7 新条例附則第十六条の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

（特別地方消費税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成三年七月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき特別

地方消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の項を次のように改める。

一分 析	1 定性分析	一成分につき	九二〇円
(一) 一般定性分析			
(二) 特殊定性分析			
(1) エックス線マイク ロアナライザによる 分析		一成分につき	二、〇六〇円
(2) エックス線回折装 置による分析		一件につき	五、二六〇円
(3) 蛍光エックス線分 析装置による分析		一件につき	四、〇五〇円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

2 定量分析	一成分につき	一、八五〇円
(4) その他の分析		
(一) 一般定量分析		
(二) 特殊定量分析		
(1) 蛍光エックス線分 析装置による分析	一成分につき	四、〇五〇円
(2) 原子吸光度計に よる分析	一成分増すごとに一、五四〇円を 加算する。	一、七五〇円
(3) 炭素・硫黄同時分 析装置による分析	一成分につき	一、七五〇円
(4) 電解分析装置によ る分析	一成分につき	三、二九〇円
(5) その他の分析		
イ 醸造用水の分析	一件につき	五、八七〇円
ロ その他の分析	一成分につき	三、三九〇円

鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県警察証明等手数料条例

第一条中「行う証明」の下に「及び標章の交付(以下「証明等」という。)」を加え、「証明手数料」を「証明等手数料」に改める。

第二条及び第三条中「証明」を「証明等」に改める。

別表中

証明の種類

を

証明等の種類

に改め、同表自動車保管場所証明の項中「千三百円」を「二千円」に改め、同表に次のように加える。

自動車保管場所標章交付	一件につき	五百円
-------------	-------	-----

附 則

この条例は、平成三年七月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】